

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
東京事務所 東京都港区西新橋 1-22-14 10F
TEL : 03-6273-3672
FAX : 03-6273-3673
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



旧中込学校

4 月

No.187

- I. 所長より 平成を振り返る (その2) P 1
- II. レジ等の消費税対応の為に補助金を活用しましょう P 3
- III. 平成 31 年度税制改正 相続税関係 P 5
- IV. 6 月から変わる「ふるさと納税」 P 6
- V. シリーズ:働き方改革 (2) P 8
- VI. 求人検索エンジンって何? P 10
- VII. 所長講座 不正防止のために 其の 5 不正の会計処理 P 12
- 事務所カレンダー P 14



残すところ、平成の終わりまで2週間を切りました。前回の続きを進めます。

6. バブル経済

1985年（昭和60年）の**プラザ合意**がバブルの原因とされています。現在の米中貿易戦争と同じ原因である大幅な貿易赤字をかかえた米国は、その当時最大の貿易赤字国であった日本を叩くために、**円高ドル安**の為替レートの合意をG5で行ったのがプラザ合意です。このため、当時1ドル235円から1年後には**ほぼ半額の150円台**での取引となりました。

- ① 「半額セール」と言われ、アメリカの不動産が日本円では半額で買えたので、競ってアメリカの不動産を買いあさり、米国の象徴であったロックフェラーセンターを買収して米国民の感情を逆なでしました。今の中国資本が日本の東京の丸の内ビルか銀座の和光ビルを買ったようなものですね。ですので、これを覚えている方々は中国の日本の不動産買い漁りを『日本も昔やったね!』とみていることでしょう。
- ② 同じく「半額セール」での海外旅行とブランド品の買い漁り。そして中国・東南アジアへの半額での生産工場進出。これが中国の成長性に大きく関与し、今の中国のGDP世界第2位の経済大国を作った原因の一つと思います。中国への日本の中小企業の進出は深圳等への来料加工と呼ばれるアッセンブリ中心で資本投下は少なかったのですが、「ものづくり」の基本が何もなかった中国の底辺にまで移転したと思います。



段取り・5S・改善・マニュアル・品管など計り知れない無形のノウハウが中国と中国人に移転していきました。さらには中国の大手経営者の愛読書が、徳川家康から始まり松下幸之助、最近では永守重信・稲盛和夫・孫正義までは当然のこととして、小山昇・小倉昌夫など、日本でも読んでいる人が少ない経営の本が読まれているように実践的な日本の経営学が移転していきました。

7. バブル経済の終焉

今振り返ると、平成2年に始まった総量規制と金融引締めにより同年の終わりから平成3年春にバブル崩壊が始まり、再びのバブル経済は訪れるはずだという関係者の期待感を裏切り、30年近くありませんでした。

ただ一部バブルにまみれた不動産業者などしか影響がないと思われていたバブル崩壊による影響が、平成9年に始まった金融危機により、自己破産・自殺者の増加・失業率と非正規社員の増加として始まり、庶民が痛切に実感したのはここらあたりでしたので、私は本当の意味のバブル崩壊は平成8年からと言っています。

特に長野県は平成10年に長野冬季オリンピックが開催され、高速道路や新幹線などの公共投資が平成9年まで続きましたので、バブル崩壊がここから始まり、傷が深くなってしまいました。失われた10年とも言われますね。

8. 中国の「元」

日本のバブルが円高ドル安で始まったことをよく知る中国は、必死に元のレートの維持を図ろうとしています。国際決済通貨にしたいということもあり、当分1元16円台は続くと思います。



ただ元は、香港ドルを介してドルペック制度を維持していたため、ドルの上昇に応じて高くなっており、今は「管理変動相場制」を採用して対ドル安を容認しています。日本のバブルとその崩壊を教訓にしている中国の通貨政策、目が離せません。

9. 土地の怖さ

バブルは日本の土地神話を助長させました。借入金で土地を買い、少し寝かせて売却し、利益を得る。これが勝者のセオリーでした。これを助長したのが**買換の圧縮記帳**でした。譲渡代金で資産を購入したら譲渡益に対して圧縮損を計上して節税をはかることができたわけです。

これが行き過ぎたため、短期で土地転売を防ぐために土地重課制度(売却益がほぼ税金に)や個人の短期譲渡の重税。圧縮率や対象の縮小等々、いたちごっこのように税制改正が続きました。

今は本当に鎮静化しており、地下推移も多少持ち直したといっても、地方の地価の下落に歯止めは効いていません。それどころか、耐震構造のないビルの底地の時価は、ビルの取壊費用を下回り、朽ちるのを待っているような状況です。私の事務所の近くで、20年近く空き家であった商店が取壊し費用を買主負担にて1円で売買されました。これが地方の現状ですね。

平成は土地高騰と下落が富士山の頂きと裾野のようであり、今は裾野が広がっている状況ですね。

金融融資の担保としての土地は終わり、利益が担保となる事業価値への融資が中心になってきています。



10. 今は昔の不良債権処理？

RCCを知る人も少なくなってきました。整理回収機構といい、破綻した金融機関の債権回収と、正常な金融機関から不良債権を買い取り、その回収を行った政府系の債権回収会社でまだ存在しますが、ほとんど再生の現場では聞かなくなりました。長野県では上田商工と朝銀長野信用組合の債権回収をしていました。当時は、貸したものを返さないモラルハザードに対して、今以上に厳格で、鬼怒川川治温泉の経営者が勝手に第二会社方式を進めたことに対して、債権者申立て破産を底地所有者の老女将を含めて申請し、一般仕入れ先などにも損失負担させたり、また社長を財産隠匿罪で実刑判決までしたことなどで朝日新聞と論争をしたことで有名になりました。逆に、貸し手責任も厳しく刑事告訴された銀行の経営者の多くが実刑となりました。両方をあわせて刑事告訴者は平成30年までで342人に上ります。

また中坊社長が他の債権者に知らせずに債権回収したことで、中坊社長が弁護士を廃業することで収めたことでも有名でした。

債務返済年数が10年を超えれば不良債権。債務超過なら破綻懸念先など、その後すぐ緩和されたとはいえ、結構画一的に線引きがされた時期でした。まだ制度的には変わっていませんが、金融庁のこのマニュアルが今月から廃止になったり、新連帯保証ガイドラインが始まって自殺者が減ったり、様変わりした平成の時代でした。





Ⅱ. レジ等の消費税対応の為に補助金を活用しましょう！

我々の感覚は別として総務省の発表でも「日本経済は緩やかな上昇を続けている」そうです。この事からも10月1日からの消費税増税は避けられなような状態ですが、皆様（特に小売業サービス業の皆様）はレジ等の新消費税率の対応はお済みでしょうか？

メーカーのバージョンアップ等に対応出来る場合には良いのですが、そうでない場合には新しく購入したりするなど、対応の為に費用が必要になります。その費用について国が一部負担してくれる制度が「軽減税率対策補助金」制度です。この制度は中小企業・小規模事業者が複数税率に対応したレジや受発注システムの改修等を行った場合に、費用の一部を補助する制度ですが、特に有用なのが以下の二点です。

- | |
|--|
| 1、導入後の申請が良い（買ってから申し込めば良い）。※一部例外アリ |
| 2、レジ「だけ」、システム「だけ」等必要な物のみ購入し補助金の申請が出来る。 |

具体的な制度の内容については3種類あり、以下の通りです。どの設備の導入が必要か、どの補助が受けられるか確認してみてください。



◆A型：レジのみを導入する場合

補助対象	<ol style="list-style-type: none"> レジ本体、対応するレジ専用のソフト等 券売機 バーコードリーダー、クレジットカード決済端末等付属機器 導入費用
補助率	導入・改修費用の3/4(3万円未満のレジ1台だけなら4/5)
補助限度額	<ol style="list-style-type: none"> レジ一台当たり20万円が上限(券売機は40万円) 設定・設置等に要する経費の3/4(一台あたり20万円が上限) 一事業者は200万円を上限
申請期限	2019年9月30日迄に導入・支払を完了して、同年12月16日までに申請を行う。(事後申請)



◆B型：受注（発注）システムを導入する場合

補助対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受発注システムの改修・入替え費用 2. 事業者自らがパッケージ製品等を購入して受発注システムを改修・入替えする場合の費用
補助率	導入・改修費用の3/4(パッケージ製品の場合は初期費用1/2)
補助限度額	<ol style="list-style-type: none"> 1. (小売業者等の)発注システムの場合 1,000万円が上限 2. (卸売業者等の)受注システムの場合 150万円が上限 3. 発注・受注の両方の改修・入替えが必要な場合 1,000万円上限
申請期限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「指定事業者に依頼する場合」2019年6月28日迄に交付申請を行い、9月30日迄に導入・支払を完了して、同年12月16日までに申請を行う。(事前申請) 2. 「事業者自身で行う場合」2019年9月30日迄に導入・支払を完了して、同年12月16日までに申請を行う。(事後申請)

◆C型：区分記載請求書等保存方式に対応する為のシステム等を導入する場合

補助対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区分記載請求書等保存方式及び適格請求書等保存方式に対応する請求書等の作成・発行するシステム等の開発・改修等を行う場合の費用 2. パッケージ製品の導入に要する経費 3. 対応する事務処理機器の導入経費
補助率	導入・改修費用の3/4(パッケージ製品の場合は初期費用の1/2)
補助限度額	一事業者当たり150万円が上限
申請期限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 改修等を指定事業者に依頼する場合は、指定事業者が代理申請を行い2019年9月30日迄に導入・支払を完了して、同年12月16日までに申請を行う。(事後申請) 2. 自らパッケージ製品等を購入し導入する場合は2019年9月30日迄に導入・支払を完了して、同年12月16日までに申請を行う。(事後申請)

日本政府は消費税増税と複数税率導入に5.7兆円の予算を組んでいるようで、かなり手厚い補助が期待出来ます。導入が必要な設備と併せ、これらの活用を是非検討なさってみて下さい。



Ⅲ. 平成 31 年度税制改正 相続税関係

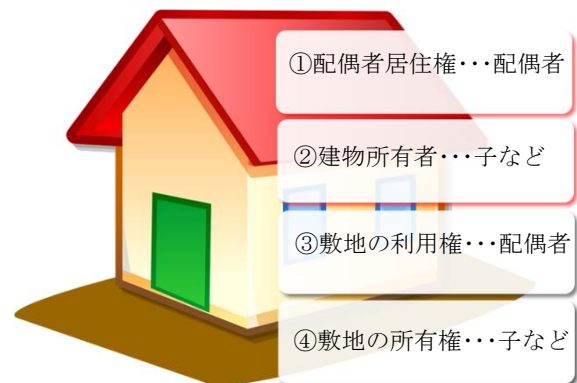
2月号の2019年度税制改正「相続税・贈与税」の中でも取り上げた、「配偶者居住権」及び「特別寄与料」についてご説明いたします。

1. 配偶者居住権

「配偶者居住権」とは、被相続人の家に住んでいたその配偶者に限って、相続開始（被相続人の死亡）後、原則として亡くなるまでの間、無償でその家に住み続けることができる権利をいい、配偶者の住む場所を確保することを目的として、改正相続法で新たに創設された配偶者の権利です。

利用例としては、配偶者とそれ以外の相続人（被相続人の子など）との間に対立関係があるようなケースで、家の所有権自体は配偶者以外の相続人に取得させ、配偶者に配偶者居住権を取得させることが想定されます。

今回の改正法案で、配偶者居住権に相続税が課税されることとなります。



◆配偶者居住権の評価方法

① 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×（残存耐用年数－存続年数）／残存耐用年数×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

② 配偶者居住権が設定された建物（以下「居住建物」という。）の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

③ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

④ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

（注 1）上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とする。

（注 2）上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいう。

（注 3）上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

- (イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合 配偶者の平均余命年数
- (ロ) 上記(イ)以外の場合 遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とする。）

(注 4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が 0 以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数) / 残存耐用年数」は、0 とする。

これらの改正は、配偶者居住権に関する改正民法の施行日と同じ、2020 年 4 月 1 日に施行される予定です。

2. 特別寄与料

被相続人の介護等をした親族に認められる「特別寄与料」について、遺贈とみなして相続税が課税されることとされました。また、特別寄与料を支払った相続人は、相当額を相続税の課税価格から控除できることとされました。



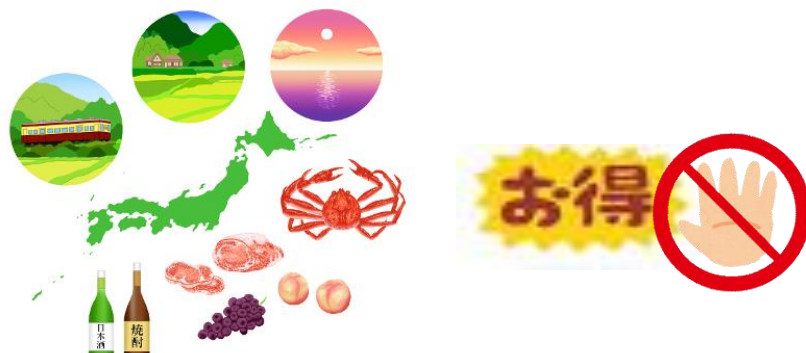
- ① 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税する。
- ② 上記①の事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から 10 ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。
- ③ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。

これらの改正は、改正民法の施行日と同じ、2020 年 7 月 1 日に施行される予定です。



IV. 6 月から変わるふるさと納税制度

今回の確定申告でも多くの方がふるさと納税制度を利用していました。個人が納める住民税の約 2 割の控除枠があり、寄付をすると食料品、ギフト券、家電、アクセサリなど返礼品がもらえるふるさと納税は年々寄付額が増えていきました。総務省は豪華な返礼品を使って寄付金額を奪いあう競争が激化していることを受けて平成 31 年 6 月 1 日以降に支出される寄付金より規制を設けました。



改正の概要

6月1日以降 総務大臣は、次の基準に適合する自治体をふるさと納税（特例控除）の対象として**指定**することとする。

- ① 寄附金の募集を適正に実施する自治体
- ② ①の自治体で返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす自治体
 - (イ) 返礼品の**返礼割合を3割以下**とすること
 - (ロ) 返礼品を**地場産品**とすること

昨年11月総務省は調査で「3割」を超えている自治体25団体、「地場産品」以外の返礼品を送付している自治体73団体のリストを公表しています。特に12月に静岡県小山町から登場したAmazonギフト券、還元率4割は話題になりました。

返礼割合実質3割超の返礼品を送付している団体（11月1日時点）

北海道	森町、八雲町
宮城県	多賀城市
秋田県	横手市
東京都	奥多摩町
新潟県	三条市、加茂市
石川県	志賀町
静岡県	小山町
京都府	宇治市
大阪府	岸和田市、泉佐野市※、箕面市
和歌山県	高野町
香川県	直島町
福岡県	直方市、中間市、添田町、川崎町、赤村、福智町、上毛町
佐賀県	小城市
鹿児島県	南さつま市
沖縄県	多良間村
合計	25団体

※大阪府泉佐野市は11月2日時点で未回答

地場産品以外の返礼品を送付している団体（11月1日時点）

○ 地場産品以外と考えられる返礼品を送付している団体は、11月1日時点で73団体(全体の4.1%)。

宮城県	多賀城市	和歌山県	高野町
福島県	中島村	島根県	浜田市、飯南町
群馬県	甘楽町、千代田町	山口県	周防大島町
埼玉県	新座市、八潮市	徳島県	鳴門市
東京都	中野区、立川市、国分寺市、武蔵村山市	香川県	丸亀市、琴平町、多度津町
新潟県	三条市	愛媛県	新居浜市、鬼北町
石川県	羽咋市	高知県	奈半利町
長野県	諏訪市、塩尻市、辰野町、売木村、小谷村	福岡県	飯塚市、行橋市、福智町、上毛町
岐阜県	美濃加茂市、可児市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、輪之内町、七宗町、東白川村	佐賀県	武雄市、上峰町、みやき町
静岡県	湖西市	大分県	玖珠町
愛知県	岡崎市、春日井市、蒲郡市、小牧市、清須市、豊山町、扶桑町、蟹江町、東浦町	宮崎県	新富町
大阪府	堺市、高槻市、守口市、茨木市、泉佐野市※、松原市、柏原市、交野市、千早赤阪村	鹿児島県	東串良町
奈良県	生駒市、川西町、高取町	沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、多良間村
		合計	73団体

※大阪府泉佐野市は11月2日時点で対象返礼品の見直し状況について未回答

総務省も厳格な実施を表明しています。これを受けて自粛する自治体が相次ぎ、3月いっぱいでは3割を超える返礼品やギフト券、旅行券は姿を消しそうです。

これまでと比べると「お得感」は少なくなると思われますが、返礼率が3割以下になったとしても、自分で納税先を選ぶことができ、返礼品を通じて地域の良さを発見できる、魅力ある制度であることに変わりはありません。引き続き活用の検討をするべき制度であると言えるのではないのでしょうか。



V. シリーズ：働き方改革（2）

すぐに、取り組みたい5日間の有給休暇取得！

2019年4月1日からスタートした「働き方改革法」への対策について、今回は中小企業が最優先で対応すべき、5日間の有給休暇取得についてご説明いたします。



◎ 5日間の「有給休暇取得」の義務化

これまで、従業員から希望がなければ、会社側からアクションを起こして取得させる必要まではありませんでした。しかし、今回の改正では、年10日以上の有給休暇が発生している従業員に対しては、会社は必ず5日の有給休暇を取得させなければならない義務を負うことになりました。

1. 対象となる従業員は？

会社は半年間勤務し、8割以上出勤している従業員に対し、10日間の有給休暇を付与しなければなりませんので、半年未満の勤務者以外、全て対象となります。短時間従業員は、比例付与された日数が10日以上の場合に対象となります。

2. 8割以上出勤の計算方法は？

有給休暇の付与は、「全労働日の8割以上の出勤」という要件があります。6ヶ月以上勤務していても、就業から6ヶ月経過した時点から1年ごとに区分した期間の中で、出勤した日数が8割未満である場合、会社は翌年の同期間の有給休暇を与えることを要しません。(労基法39条2項但書)

$$\text{出勤割合} = \frac{\text{出勤日数 (労災、法律上の育児及び介護休業期間は出勤日)}}{\text{全労働日 (経営不振による会社都合の休業は労働日より除く)}} \quad (\text{8割以上})$$

3. 5日以上有給休暇を与えなかった場合の罰則は？

30万円以下の罰金が発生します。(労基法119条)書類送検されると助成金が受けられなくなるなど、会社経営に大きな不利益が生じる可能性があります。



4. 時季指定による企業の対応

いつ休みにするかを特定することを「時季指定」と言いますが、会社は有給休暇のうち、5日間については、従業員ごとに時季を定めて与えなければならないとしました。(労基法39条7条) 有給休暇のうち5日間を「労働者の権利」としてではなく、「会社の義務」とすることで、確実に有給休暇を取得できる仕組みにしています。

ただし、有休取得を促すなどして、確実に5日以上の有給休暇を取得できる従業員については、指定の必要はありません。

5. 有給休暇5日取得義務「時季指定」の手順の例

- ① 会社が従業員に「取得時季の希望」を確認する。
- ② その希望をできる限り尊重するようにして、会社が有給休暇取得時季を指定。
- ③ 会社が時季指定を行う前に、既に従業員が5日以上の有給休暇を請求・取得している場合には、会社による時季指定はできない。
- ④ 会社の時季指定後に、従業員が自ら有給休暇を取得した場合には、使用者の時季指定が当然に無効になるというわけではないため、どういった取り扱いをするか事前に協議の上、ルールを決めておいた方が良いでしょう。

6. 半日単位・時間単位での取得は可能か？



従業員がゆっくりと休むことを目的としている有給休暇制度ですので、一日単位の取得が望ましいとされていますが、半日単位の取得については、5日の取得義務

の対象にすることが認められています。

- ・「半日」単位の取得について … 就業規則や契約で会社が認めていれば問題ありません。
年 5 日の取得義務対象とすることができます。1 回、0.5 日として 5 日の年次有給休暇から控除できます。
- ・「時間」単位の取得について … 年 5 日の取得義務対象とすることはできません。なお、
時間単位の有給休暇を取得できるのは、労使間で合意が成立し、労使協定が結ばれた場合に限られます。

7. 有給休暇の管理簿

今回の取得義務化に伴い、企業は従業員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3 年間保存しなければなりません。その際、「時季（取得した日）」「取得日数」および、「基準日（付与した日）」の 3 つは記載必須となります。

(まとめ)

貴社におかれては、準備は進んでいますでしょうか。

厚生労働省の平成 29 年の実態調査（従業員 30 人以上の企業対象）によると、中小企業の 1 人平均の有給休暇の取得日数は 9.0 日で、大企業に比べ 1~2 日程度取得日数が少ない結果でした。また、平均取得日数が 7 日以下の業種は、建設業、卸小売業、宿泊業、飲食サービス業などでした。

これらの業種や小規模の会社、個人企業では、代わりの人がいなかったりで、なかなか休みを取りにくい状況もあると思いますので、早めに対応を考え、準備する必要があると思います。



VI. 求人検索エンジンって何？

新たな採用手法として、最近 Indeed（インディード）・Google for Jobs（グーグル フォー ジョブズ）など、「求人検索エンジン」を活用する方法が注目されていますが、新聞やインターネットの求人広告など、今までのやり方と何が違うのかよくわからない」という方も多いのではないのでしょうか。

1. そもそも検索エンジンって？

インターネット上にある、特定の映像・音・文章などの情報を探すための仕組みのことです。一般的によく利用されているのは入力欄に特定の単語（キーワード）を打ち込むと、それに関連した情報が一覧表示される形式のものです。Google（グーグル）や Yahoo（ヤフー）が有名です。

2. 求人検索エンジンとは

求人検索エンジンは、キーワードに対して**求人に関わる情報のみを検索・表示**する仕組みのことです。Indeed は求人情報だけを検索してくれるサイトということになります。

※サイト・・・企業や個人などがインターネット上に公開しているページのまとめり（ホームページやブログ等）

3. 求人検索エンジンと求人サイトの違い

リクナビやマイナビなどに代表される、これまでの求人サイトは各サイトに登録された情報しか閲覧することができません。しかし求人検索エンジンはリクナビやハローワーク、企業HPの採用情報など、各サイトのあらゆる求人情報が検索結果に表示されます。

求職者にとっては情報が多く、なおかつ検索がしやすい Indeed 等を一番先に利用した方が便利なわけです。この簡便性が、求人検索エンジンの急激な利用者増の大きな理由の一つとなっています。

ちなみに上記だけですと、求人検索エンジンの検索結果に反映されるためには、わざわざ他のサイトに求人情報を載せなくてはならないように思えますが、各検索サイトには独自の登録フォームがあり、無料でそこに求人情報を登録することによっても検索結果に表示されるようになります。

4. 採用活動に求人検索エンジンを活用する



求職者が検索エンジンを使用した際、自社の応募情報が検索結果のより上位に表示されるということは、採用を成功させるためのかなり重要な事項の一つです。なぜならば、求職者は検索結果の上位から情報を見ていきますから、上位にいればいるほどより多くの人に見てもらえる＝応募の確率が増えるからです。

表示順位をあげる方法として、各検索エンジンには「広告枠」という機能があり、検索サイトに課金制で料金を支払うことにより、優先的に上位に自社の情報を表示してくれる枠があります。従来は、求人情報を掲載するために費用をかけていたわけですが、求人検索エンジンを使った採用は、求人情報は無料で掲載し、**検索の表示順位をあげるために費用をかける**、というわけです。

他にも求人検索エンジンは地方での採用に強い・広告費用単価が安い・従来の求人広告よりは活用企業が少ない（競合相手が少ない）等、色々なメリットがある反面、効果的な運用にはインターネット系の知識（ウェブマーケティング）が必要になる・安価で行うためには情報の作成を自社で行わなければならないなど、面倒な側面もあります。

以上、活用は簡単ではありませんが成果をあげている企業も多く、挑戦してみる価値のある方法とは言えるのではないのでしょうか。





Ⅶ. 所長講座 不正防止のために 其の5 不正の会計処理

今回は横領があった場合の会計と税務処理について書かせていただきます。

1. 横領金額の確定作業

社内調査を実施して横領金額を確定させるわけですが、ケースにもよりますが発覚までに長期間経っている場合が多く、時間と手間がかかります。

まずは調査チームを選定します。社内からは上司・同僚・経理担当は当然として以前その業務を担当していたOBなど精通者を選定すべきです。

二度と同じ轍を踏まないように徹底しての調査と、ほかの手口での不正がないかも確認する必要がありますからです。これで全部である、という確証ができるまでは制約された人員と期間ですが終わりにすべきではありません。

外部専門家としては顧問税理士と担当者は当然として、その不正規模によっては専門の会計士も動員する必要がある場合もあります。ただしその場合はコストが掛かります。



2. 調査期間と調査内容

現行の民法での時効などはあるものの、資料の保存から5年程度しか遡れない場合が多いですね。法人税法の取引書類の保存期間が5年と指定されているものが多いからです。実際には発覚を恐れて資料が破棄されている場合が大半です。

また法人税等の修正申告が当然必要となり5年分は修正申告を提出する必要があります。したがって逆に最低5年は遡って調査する必要があります。

調査内容ですが、次のことを念頭に置いて調査内容を決定する必要があります。

- ①刑事訴訟を念頭に置いて、警察に提出できる書類を作成する。
- ②少なくとも民事訴訟はすることが多いので、裁判所に提出する形式を事前に弁護士と打ち合わせをします。
- ③また修正申告と税務調査があることへの対応も必要です。
- ④関係者のヒアリングをするときは、必ず複数でヒアリングし、質問項目を事前に用意し、また録音とその文章化をする。
- ⑤いつ・どこで・だれが・だれと、といった必要項目を記入できる書き方にすること。
- ⑥不正・横領の1回ごとに請求書や領収書を用意する必要があります。また決算期ごとの集計と、別途消費税は5%・8%・10%と3段階になるので、この区分でも集計する必要があります。



3. 会計処理

横領損失については次の二つの会計処理の選択が中小企業ではあります

- ①当期の損失とする方法…特別損失に横領損失などと記載して一時の損失処理をする方法。
- ②過年度損益修正とする方法…当期の発生以外の過年度の横領は過年度損益修正会計を利用して株主資本変動計算書で繰越利益剰余金のマイナスとする手法。上場会社はこの方法だけとなります。

4. 税務処理

会計処理に関わらず、税務的には上記いずれの会計処理でも当期の損金とは認められません。

- ①税務は当期の費用・損失でなければ当期の損金とは認めない厳格な費用収益対応原則を取っているため過年度の横領を発覚時の損金としては認めていません。当事者から回収できる金額は必ずあるので当然と言えます。
- ②税務の主流は、横領による損失と同時に、横領者に対して損害賠償請求権が発生するという考え方です。横領損失と同額の損害収入が発生するので損金は発生しないということになります。損害賠償未収金と損害賠償金収入という科目が使われます。
- ③この未収金は、横領社員から預金解約・自宅譲渡・親族よりの寄付などで回収を図り、最終的に取れない部分が貸倒損失処理となります。
- ④この損害賠償未収金は相続対象ですので、横領社員が死んだからと言って直ちに貸倒損失にはできません。相続人が相続放棄をして財産がないことが確認できて初めて処理が可能です。
- ⑤したがって長期間かかる可能性があるのも横領社員に法的な処理をして財産がないことを公的に証明して処理することが望まれます。ただし自己破産は横領という不法なことを原因としての申し立ては受理される可能性はほとんどないと思われます。安易な貸倒損失処理は調査で否認対象となる場合があります。

◇◇◆ 編集後記 ◆◇◇

平成最後の月になりました。いよいよ5月より新しい元号の時代「令和」がスタートします。平成元年は1989年1月8日からスタートしましたが、その年にどういう出来事があったのか興味があったので調べてみました。まず消費税が導入されたのはこの年です。当時は3%でした。ベルリンの壁が崩壊したのもこの年です。またバブルが絶頂期だったのもこの時期でした。

奇しくも令和元年は消費税増税の年となりそうですが、新元号の時代が素晴らしい時代になることを願っております。



事務所カレンダー

4月	20日(土)	営業日
	22日(月)	所得税振替日(個人振替納税者)
	24日(水)	消費税振替日(個人振替納税者)
	27日(土)	会議日
GW休業 4/28(日)～5/6(月)まで		
5月	11日(土)	営業日
	18日(土)	営業日
	25日(土)	営業日
6月	4日(火)	会議・研修日
	10日(月)	住民税納期特例納付期限(12月～翌年5月分)
7月	2日(火)	会議・研修日
	10日(水)	・労働保険料納付期限
		・源泉税納期特例納付期限(1月～6月分)
		・算定基礎届提出期限
27日(土)	営業日	

口座引落日(振替日)及び預貯金残高の確認

個人事業者・個人の確定申告で振替納税(所得税・消費税)を行っている方は、4月に口座振替がありますので、振替日の前日までに預貯金口座の残高を確認してください。

なお、振替納税による口座引き落としができなかった場合は、法定納期限の翌日から延滞税がかかることとなりますので、預貯金残高や振替納税口座から他の公共料金等の引落がないか等を必ずご確認ください。

